

たまゆら火災 続報 - 西日本防災システム

2013 01 18

2009年に発生した群馬県渋川市の高齢者施設「静養ホームたまゆら」の火災で、入居者9人を死亡させたとして、元理事長と元施設長が業務上過失致死の罪に問われた裁判で、前橋地裁は1月18日、元理事長に執行猶予付きの有罪判決、元施設長に無罪を言い渡しました。

判決で前橋地裁は、元理事長については死亡した9人のうち5人に限って過失との因果関係を認め、禁錮2年、執行猶予4年の有罪判決を言い渡しました。また、元施設長については、検察側が主張する施設長としての注意義務は認められないとして無罪を言い渡しました。

公判では、火災の予見可能性や入所者の安全確保義務に違反はなかったか などが争点となり、業務上過失致死罪に問われた元理事長、(88)と元施設長、(76)両被告は、ともに無罪を主張していました。

元理事長らは室内喫煙を黙認しており、火災を予見できたと主張。その上で、火災の再現実験の結果、自動火災報知器などの防災設備を設置したり当直職員を2人以上置くなどの安全対策を実施していれば、被害を防ぐことができたとして、両被告の過失を指摘していました。

ですが、こうした対策の一部は法令上の規定がないため、検察側は「社会通念上の義務」と主張。弁護側は、「社会通念の名の下に注意義務を負わせることは、そうした義務があるかどうか知らなかった者に罪を科すもので、結果責任を問うことを容易にする」と反論していました。

また、弁護側は、施設内は禁煙で火災は予見できなかったと主張。再現実験についても、実際の火災と条件が異なっているため結果に信用性がないと指摘していました。元施設長側は「責任を負う立場にない」と訴えていました。

公判はこれまで計26回開かれ、証人14人が出廷。昨年9月に結審しましたが追加の証拠調べのため弁論が再開され、判決公判期日が延期されていました。

どんな判決が出ても、お亡くなりになった9人のかたは、ご家族の前に戻ってはこれません。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 